

(別紙6-1)

神奈川県河川情報管理システム構築業務委託 業務仕様書 (素案)

1 件名

神奈川県河川情報管理システム構築業務委託

2 業務委託の概要

本業務は、神奈川県河川情報管理システムの要件確認、設計、開発、構築、各テスト、データ搭載、マニュアル作成、研修・教育及びシステム稼働後の運用・保守作業に関する検討等を実施するものである。

(1) 業務の期間

令和8年8月から令和9年3月末まで (予定)

(2) システム概要

本県では、河川法第12条第4項に基づき、河川区域や河川保全区域等を整理した河川現況台帳等について、土木事務所等において県民の窓口閲覧事務を行っているが、河川現況台帳等が紙資料であることから、資料検索や複写作業等に多くの時間を要しており、職員の業務負担軽減と県民の利便性向上が求められている。

一方、河川管理にあたっては、計画立案や改修工事、許認可事務等、様々な場面で、多くの河川情報が必要となるため、河川情報の電子化や集約化による職員の事務の効率化が求められている。そのため、このような職員の事務の効率化による業務負担軽減や県民の利便性の向上等を目的とした「河川情報管理システム」を構築する予定であり、主要なシステムは以下のとおりである。

- ・河川区域図や航空写真画像等を表示等できる地図情報表示システム
- ・3次元点群データを利用した立体表示等ができる3次元管内図システム
- ・河川現況台帳等の調書内容を表示等できる台帳管理データベースシステム

なお、本業務で構築するシステムは、一括の委託ではなく、システム設計・構築段階（本業務委託）と運用保守段階で、それぞれ個別に委託することとしている。

3 業務内容

(1) プロジェクト実施計画

契約後は、閲覧資料3『ICTプロジェクトマネジメントガイドライン』を参考に、すみやかに関係者間で目的、全体像、進め方、役割分担等を共有し、要件確認着手前までにプロジェクト実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。また、全体のスケジュール、体制、品質・進捗管理基準を明確にするとともに、各フェーズ（段階）の開始前に策定する実施要領等

の概要を作成し、発注者の承認を得ること。

(2) 要件確認

システム機能やデータ定義等に準じて要件の確認を行うこと。過年度の業務成果を踏まえ、機能・非機能要件、インフラ要件、データ搭載要件、運用・保守要件等について FIT&GAP 分析を行い、要件確認書を作成すること。なお、分析する各種要件については、過年度取りまとめた業務フロー等をもとに、妥当性の確認を行い、発注者と合意形成を図ること。

(3) 設計

他自治体ですでに実績があるパッケージ(既製品)の利用を前提とし、カスタマイズを最小限に抑え、事業者開発環境にて基本設計及び詳細設計を実施すること。なお、各設計での内容は下記の通りを想定しているが、詳細については、発注者と協議した上で実施すること。また、基本設計にて発注者と合意形成を図った上で、詳細設計に着手すること。

① データ更新の詳細検討

過年度の業務成果を踏まえ、データ更新に関わるシステム機能や具体的な運用方法について、詳細な検討を行うこと。

② 基本設計

システム要件、業務フロー、システム化機能一覧、方式設計、画面関係、帳票関係、ファイル関係、ER図、CRUD図、テーブル関係、バッチ関係、ジョブネット関係、外部インターフェース関係等の機能要件や、システム性能、安全性・信頼性、セキュリティ仕様等の非機能要件、開発標準(コーディング規約、開発ルール、命名規則)、研修計画、等

③ 詳細設計

プログラム仕様、カスタマイズ仕様等、パラメータ設計、プログラム一覧、等

(4) データ搭載・運用・保守計画

実稼働する最終的な環境(本番環境)への移行に向け、スケジュール、方式、対象ごとの移行方法、リハーサル実施回数等を定めたデータ搭載テスト計画書及びデータ搭載テスト仕様書等を作成すること。また、本稼働後の運用を見据え、初期運用計画書、バックアップ・リストア設計書、SLA等の運用・保守計画・保守運用マニュアル等を策定すること。なお、運用・保守の具体的な内容については、システム更新やデータ更新の手法なども含めて検討し、発注者と合意形成を図ること。

(5) システム開発

承認された設計内容に基づき、事業者の開発環境にて機能等のプログラム開発を実施すること。

(6) システム構築

開発したシステムを県コンピュータセンターが提供するホスティング環境(仮想サーバ)に構築すること。また、インフラ設計・構築手順を整理し、必要なインフラテストを実施すること。

(7) テスト① (単体テスト、結合テスト、先行機能検証)

事業者の開発環境において単体テスト及び結合テストを実施し、品質評価を行うこと。また、発注者が実施する先行機能検証（画面操作性検証）に対し、受注者はテスト環境の構築や操作手順資料の作成、テストデータの作成等を行うこと。なお、先行機能検証については、設計に対する認識齟齬等を早期に洗い出し手戻りを減らすため、原則として画面操作を対象として実施し、発注者が想定したとおりの操作性及び処理結果が得られるかを検証することとし、受注者は、総合テストとは別の環境（動作試験用サーバ等）の構築、操作手順資料の整備、テストデータ作成等の支援を行うこと。

① 単体テスト

テスト実施前にテスト計画書、テスト仕様書（単体テスト実施前承認）を作成し、単体テストを行うこと。また、単体テスト完了後は、テスト結果報告書、品質評価報告書（結合テスト実施前承認）を作成すること。

② 結合テスト

テスト実施前にテスト計画書、テスト仕様書（結合テスト実施前承認）を作成し、結合テストを行うこと。また、結合テスト完了後は、テスト結果報告書、品質評価報告書を作成すること。

③ 先行機能検証

計画書（先行機能検証実施前承認）、先行機能検証仕様書を作成し、発注者に先行機能検証を実施してもらうこと。また、先行機能検証後は、先行機能検証結果報告書、品質評価報告書（受入テスト実施前承認）を作成すること。

(8) データ搭載

県コンピュータセンターの仮想サーバにて、データ搭載を行うこと。発注者から提供されるデータ及び受注者が用意するデータ（国土地理院等の地図データ等）を本稼働時に支障がないようシステム環境に搭載し、データ搭載テスト結果報告書、データ搭載作業実施報告書を作成すること。

(9) テスト② (総合テスト、受入テスト)

県コンピュータセンターの仮想サーバ環境においてシステム全体の総合テストを実施すること。受入テストに向けて、一貫した仕組みができあがっているか発注者の確認を受けること。発注者が主体となって実施する受入テストについて、方針・実施内容の協議、テスト計画書作成やテスト環境準備等、発注者と協議のうえで必要な支援を行うこと。

① 総合テスト

テスト計画書、テスト仕様書（総合テスト実施前承認）を作成し、総合テストを行うこと。また、総合テスト後は、テスト結果報告書、品質評価報告書（受入テスト実施前承認）を作成すること。

② 受入テスト

テスト計画書（受注者支援のもと作成、受入テスト実施前承認）、テスト仕様書を作成

し、受入テストを行うこと。受入テスト後は、テスト結果報告書、品質評価報告書（本稼働判定実施前承認）を作成すること。

(10) マニュアル等作成

コンピュータ等について専門知識のない職員でも容易に操作ができるシステム操作マニュアル、研修を行うために必要な研修テキスト等を作成すること。なお、各マニュアル及び各テキストは、過年度の業務を参考にしつつ、発注者と合意形成を図った上で作成すること。

(11) 研修・教育

システム管理者向け（約3時間程度）及び一般利用者向け（約120名、合計4回、各3時間程度）の研修を実施すること。受注者は研修計画を策定し、発注者の承認を得たうえで、自ら講師となり、座学及び実機による研修（オンライン会議形式等想定）を実施すること。

(12) 納入

各工程が完了した段階で成果物を発注者に納入すること。成果品は電子データ（Word、Excel、PowerPoint、PDF形式等）とし、記録媒体（CD-RまたはDVD-R）により正・副2部提出すること（プログラムの紙媒体提出は不要）。なお、紙で納品する対象は、発注者と協議すること。

以 上